

役員等報酬規定

社会福祉法人 有隣協会

(目的)

第1条 この規定は、定款8条及び定款21条に基づき、社会福祉法人有隣協会（以下「法人」という。）の役員（定款第15条第1項に定める理事及び監事をいう。以下同じ。）及び定款5条に定める評議員（両者を併せて、以下「役員等」という。）に対する報酬等に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、社会福祉法（以下「法」という。）45条の34第1項3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益（日当を含む）及び退職手当をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（別紙社会福祉法人有隣協会給与規程（以下「給与規程」という。）第32条に定める旅費の種類のうち、日当を除く。以下同じ。）ないし手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支払及び総額)

第3条 法人は、以下の各号に定める各年度の報酬等の総額の範囲内で、役員等に対し、報酬等を支給することができる。

- (1) 評議員 定款第8条に定める金額を超えない範囲
- (2) 役員 1,500,000円を超えない範囲

(支給の基準)

第4条 役員等に対する報酬等を、以下のとおり定める。

- 1 監事の報酬は以下のとおりとする。
 - (1) 財務管理について識見を有する者として、法45条の28に定める計算書類等の監査に主に携わる監事
監事としての業務を行った月ごとに月額 75,000円
 - (2) 前号以外の者で、社会福祉事業について識見を有する者として業務に携わる監事
監事としての業務を行った月ごとに月額 20,000円
- 2 監事以外の役員等が、法人の招集に基づき会議その他の行事に出席した場合は、以下の日当を支給する。ただし、法人の職員を兼務するときは支給しない。
会議その他の行事への出席1回ごとに 20,000円
- 3 前各号のほか、役員等が法人の命により出張したときは、給与規程35条別表4第7項に定める管理職の日当を支給する。
- 4 前各号の報酬等の定めが不相当となった場合、又は、同各号以外に報酬等を支給しようとする場合には、改めて評議員会で決議のうえ、決定する。

(費用の支給)

第5条 役員等が、前条第1項及び第2項の職務の遂行にあたり要した通常の旅費については、これを支給しない。ただし、前条第3項の定めにより役員等が出張したときは、給与規程第4章の定める基準に従い、旅費を支給する。

2 前項のほか、役員等が職務の遂行にあたり費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬及び出張旅費の支払い方法)

第6条 第4条に定める報酬等及び第5条に定める費用は、月末締め翌月15日払いとし、現金で役員等に支給する。ただし、役員等の指定する役員等の本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 法人は、この規定をもって、法59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

付則 この規定は、平成29年6月17日より施行する。

平成13年5月19日制定

平成29年6月17日改正

(別紙)

社会福祉法人 有隣協会 給与規程 (抄)

第4章 旅費

(旅費の種類)

第32条 職員が業務のため命令によって出張した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

旅費の種類は、交通費、日当、宿泊料、食卓料とする。

(出張の区分)

第33条 出張は管内出張及び管外出張に区分する。

- 2 管外出張とは、施設所在地から目的地に至るまでの片道所要時間が3時間以上かかり、かつ片道距離が100キロメートル以上で宿泊を要する出張をいう。

(交通費)

第34条 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃など、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の交通費により計算するものとし、別表4による。

- 2 業務の都合又は天災その他やむを得ない事由によって、順路に従って旅行することが、困難な場合は、実際通過した経路により交通費の計算をする。

(日当)

第35条 日当は、旅行中の日数に応じ、別表4に定めるとおり、一日当りの定額により支給する。

(宿泊料)

第36条 宿泊料は、旅行中の宿泊を伴う夜数に応じ、別表4に定める基準の範囲内で、一夜当りの実費により支給する。

(食卓料)

第37条 食卓料は、旅行中の宿泊を伴う夜数に応じ、別表4に定めるとおり、一夜当りの定額により支給する。

- 2 食卓料は、宿泊料若しくは交通費等に食費(夕・朝)が含まれない場合に限り支給する。宿泊料若しくは交通費等に夕食費もしくは朝食費いずれか一方が含まれる場合は、別表4に定める食卓料の2分の1の額を支給する。

(管内出張)

第38条 管内へのお出張については、第4章各条の定めにかかわらず、第32条の交通費のみを支給する。ただし、法人が認める場合は除く。

- 2 前項の定めにかかわらず、講習、研修など宿泊することが条件とされる出張の場合については、この限りでない。

別表 4

各種手当表

7 旅費（交通費、日当、宿泊料、食卓料）

区分		要件	管理職	それ以外	
鉄道費	特急	150km～	○	○	
	新幹線	150km～	○	○	
	急行	50km～	○	○	
	座席指定	100km～	○	○	
船賃	中級（3階級に分けられている場合）	—	○	○	
	下級（2階級に分けられている場合）	—	○	○	
	寝台・座席指定	—	○	○	
航空運賃	—	—	○	○	
日当	日帰り	鉄道	100km～	1,500円	1,100円
		水路	50km～	1,500円	1,100円
		陸路	25km～	1,500円	1,100円
		空路	400km～	1,500円	1,100円
	宿泊	1日あたり	1,500円	1,100円	
宿泊料	宿泊	1泊あたり	15,000円	11,000円	
食卓料	宿泊	1夜あたり	3,000円	2,200円	